○経済産業省令第六十二号

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第八号中「第三十一条第一項」を「第二十一条及び第三十四条第一項」に改める。

第三十条第一項第六号、第三十一条第一項第八号及び第三十三条第一項中「又は第十六条第一項」、「又は同法第十七条第二項に規定する承認経営基盤強化計画」、「又は当該承認経営基盤強化計画」及び「又は経営基盤の強化」を削る。

附　則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

○経済産業省令第六十三号

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行に伴い、経済産業省関係総合特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

経済産業省関係総合特別区域法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係総合特別区域法施行規則（平成二十三年経済産業省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ホ中「又は第十六条第一項」、「又は同法第十七条第二項に規定する承認経営基盤強化計画」、「又は当該承認経営基盤強化計画」及び「又は経営基盤の強化」を削る。

附　則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。